

【令和7年度】

坂戸市競争入札参加資格者指名停止情報

No.	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止措置期間		指名停止措置の根拠	事件の概要
			始期～終期	期間		
1	新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1-1	①流体事業部営業本部関東支店 ②座機システム事業部環境システム本部営業部 ③特装車事業部 営業本部 関東支店 ①・③埼玉県さいたま市北区宮原町2-41-12 ②東京都台東区上野7-12-14	R07.04.01～R07.07.31	4月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
2	大屋印刷株式会社 埼玉県深谷市上野台498		R07.04.07～R07.07.06	3月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	本市が執行した競争入札について、落札者となった後、契約締結を辞退した。
3	日興サービス株式会社 埼玉県戸田市笹目北町14-19		R07.05.28～R07.06.27	1月	■第3条 別表第1第8号 (工事関係者事故)	本社工場内において社員が操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が下敷きとなり死亡する事故が発生したことについて、令和7年2月25日、労働安全衛生法違反により、さいたま地方裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
4	関東建設工業株式会社 群馬県太田市飯田町1547 OTAスクエアビル7F	さいたま支店 埼玉県さいたま市北区東大成町1-548-3 カンケンさいたまビル6F	R07.06.30～R07.10.29	4月	■第3条 別表第2第4号イ (競売入札妨害又は談合)	群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事に係る一般競争入札に関し、公正な競争を妨げたとして、左記業者の営業部長らが、埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に、令和7年6月19日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
5	株式会社グンエイ 群馬県太田市飯田町812	川口支店 埼玉県川口市並木3-9-5 JKHDビル2階	R07.06.30～R07.12.29	6月	■第3条 別表第2第4号イ (競売入札妨害又は談合)	群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事に係る一般競争入札に関し、公正な競争を妨げたとして、左記業者の役員らが、埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に、令和7年6月19日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
6	株式会社中央技術コンサルタンツ 東京都新宿区西新宿8-5-1	北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-37	R07.07.28～R07.12.27	5月	■第3条 別表第2第4号イ (競売入札妨害又は談合)	宮城県気仙沼市発注の道路設計業務の入札に関し、公正な競争を妨げたとして、左記業者の幹部職員が、公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。
7	富士フィルムデジタルソリューションズ株式会社 東京都新宿区西新宿5-1-1		R07.09.01～R07.11.30	3月	■第3条 別表第1第4号 (契約違反)	令和5年11月1日に契約を締結した自動音声電話催告システム業務委託（契約期間5年間）について、受注者である左記業者から令和7年7月31日付けで業務委託契約の継続不能の通知が提出されたことから、この契約の目的を達することができないと認められるため、坂戸市業務委託標準契約約款の規定により、契約を解除することとした。
8	極東開発工業株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	埼玉営業所 埼玉県さいたま市北区東大成町2-299-1	R07.10.20～R08.02.19	4月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	共同して特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限し、このことが独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
9	新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1-1	①流体事業部営業本部関東支店 ②座機システム事業部環境システム本部営業部 ③特装車事業部 営業本部 関東支店 ①・③埼玉県さいたま市北区宮原町2-41-12 ②東京都台東区上野7-12-14	R07.10.20～R07.12.19	2月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	共同して特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限し、このことが独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。